

資源・ごみの持ち去り行為は禁止です

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例

令和8年4月施行・10月一部施行（罰則規定）

禁止される 持ち去り行為

特定の品目ではなく、市が収集している品目及び
集団回収団体が回収している品目の全てを対象
に**持ち去り行為を禁止**します。

罰則について (令和8年10月施行)

勧告、命令を経て、
命令違反者は、

氏名公表

50万円以下の**罰金**

集団回収団体は 規制から除外

申請をして、許可を得た団体は規制対象から除外
します。当該団体に対して、除外対象であること
が明確にわかるよう**腕章**を配付し「団体構成員
は活動時に必ず着用すること」「活動区域内の
市民に当該団体による収集・運搬について理解
を得ること」などを活動条件とします。

持ち去り行為の通報方法

LoGoフォーム

名古屋市
資源・ごみ持ち去り行為
通報専用フォーム



LoGo フォーム



資源・ごみ分別アプリ
さんあ〜る

資源ステーションにおける
不法投棄・持ち去り等の通報



for Android



for iPhone

お電話



持ち去り通報ダイヤル
※令和8年4月から

☎ 052-972-7530